



平成 26 年改正小規模事業者支援法の実績

平成 30 年 1 月

中小企業庁

第1期 小規模企業振興基本計画と施策体系の概要

第1期 小規模企業振興基本計画（平成26年10月閣議決定）

現状認識と基本的考え方

人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展 → この中で、事業を維持するだけでも大変な努力が必要。

10の重点施策

- (1) ビジネスプラン等に基づく経営の促進、(2) 需要開拓に向けた支援、
- (3) 新事業展開や高付加価値化の支援、(4) 起業・創業支援
- (5) 事業承継・円滑な事業廃止、(6) 人材の確保・育成、
- (7) 地域経済に波及効果のある事業の推進、
- (8) 地域のコミュニティを支える事業の推進、
- (9) 支援体制の整備、(10) 手続きの簡素化・施策情報の提供

事業の持続的発展のための4つの目標を設定

1. 需要を見据えた経営の促進

— 顔の見える信頼関係をより積極的に活用した
需要の創造・掘り起こし —

2. 新陳代謝の促進

— 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出 —

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

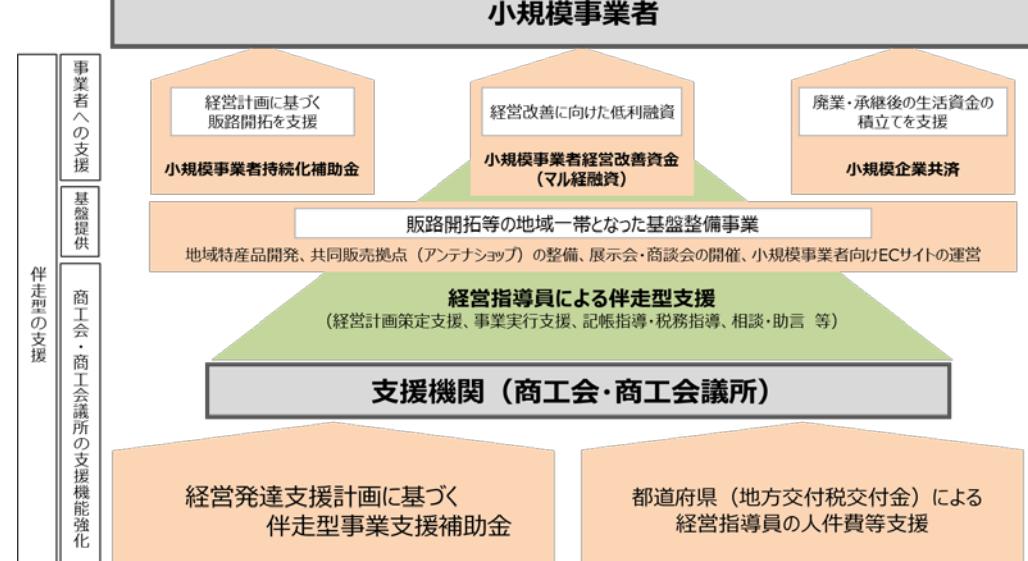
— 地域のブランド化・にぎわいの創出 —

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

— 事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応 —

施策体系

小規模企業基本法制定と同時に改正した小規模事業者支援法により、
商工会・商工会議所が管内の小規模事業者支援のために実施する「経営発達支援事業」を法的に位置づけるとともに、「経営発達支援計画」を国が認定する制度を新設。



改正小規模事業者支援法の評価①

- 経営発達支援事業の入口である「小規模事業者の事業計画策定支援」は増加。
- 経営指導員の支援スタイルも変化（記帳・税務指導から経営戦略支援へ）。

商工会・商工会議所
(経営指導員)

経営発達支援事業

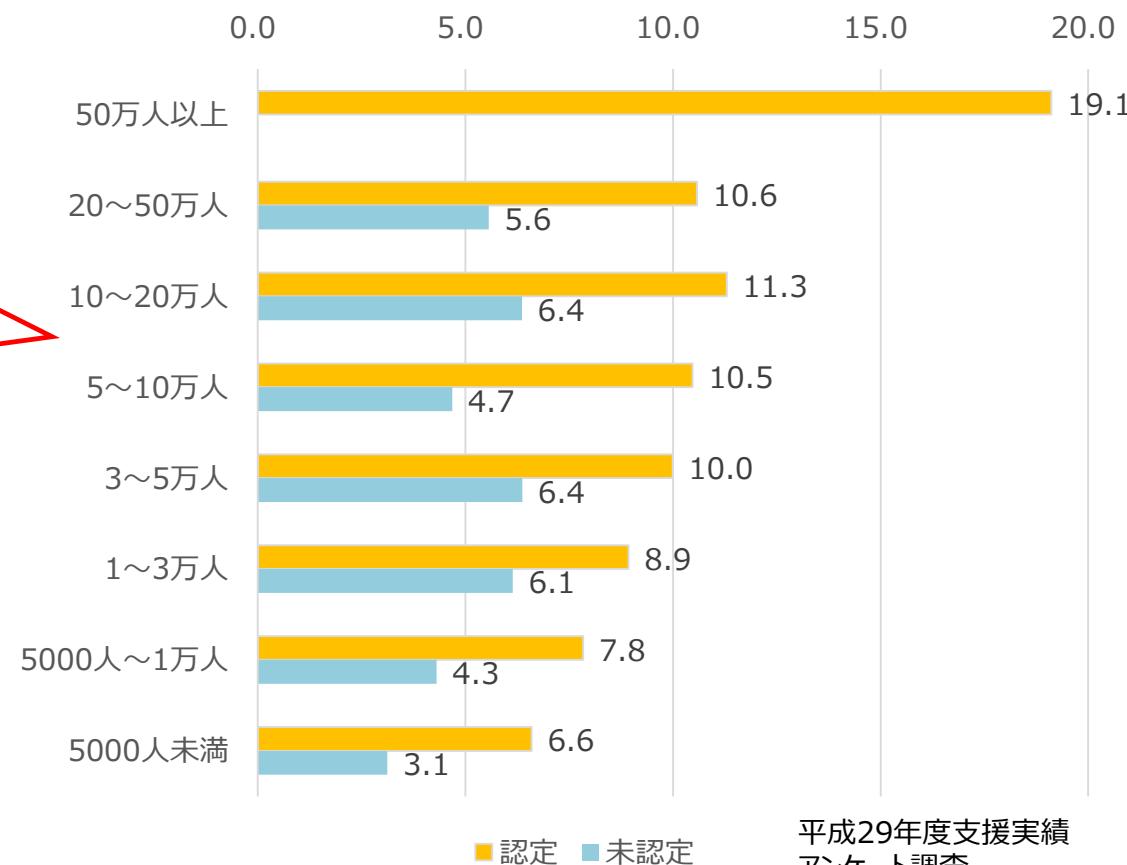
- ①経営状況の分析
- ②計画策定・実施支援
- ③経済動向・市場調査支援
- ④展示会等の開催

小規模事業者

需要を見据えた
計画的な経営の実行

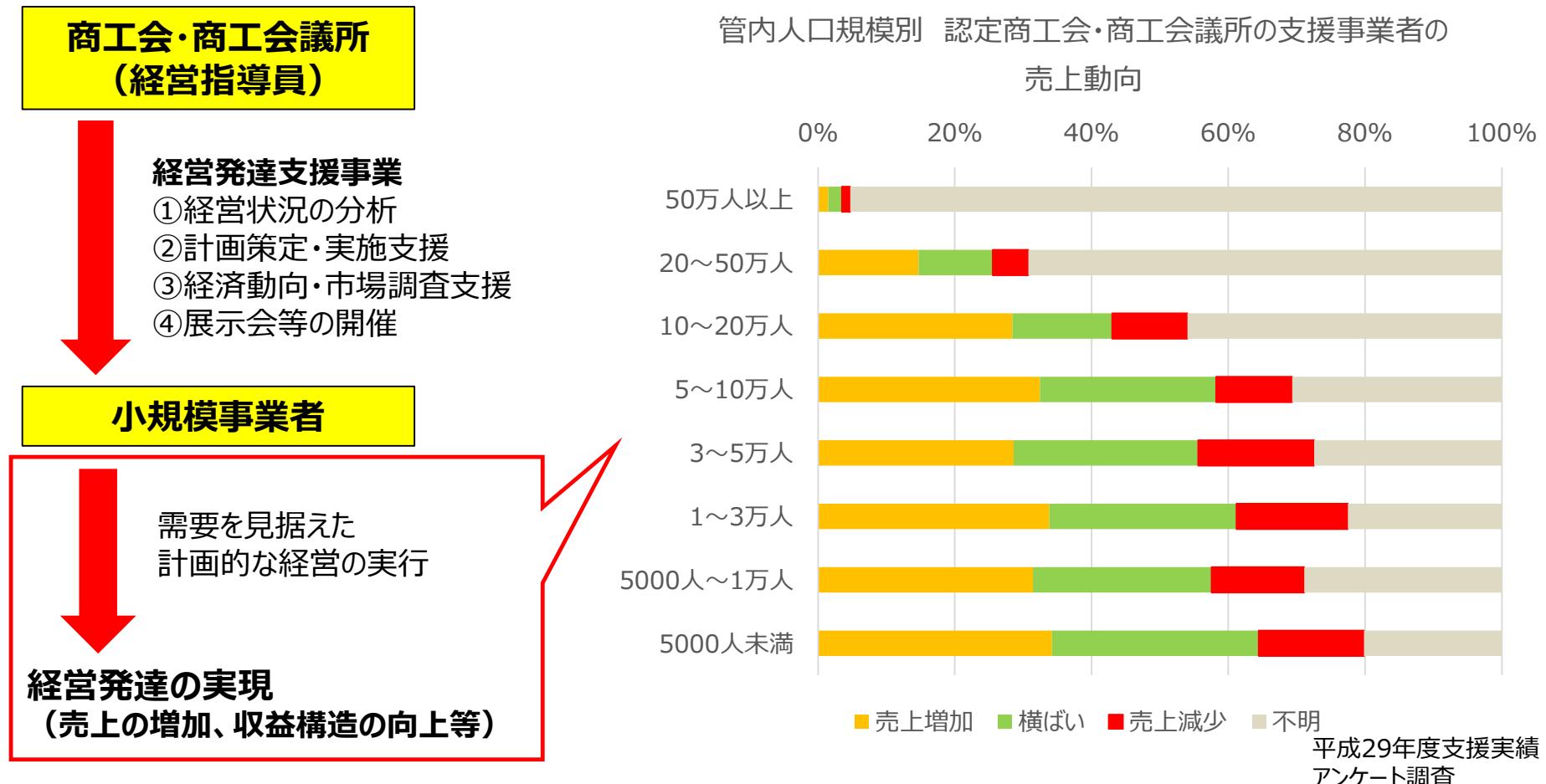
売上の増加、収益構造の向上

管内人口規模別経営指導員1人あたり事業計画作成支援数



改正小規模事業者支援法の評価②

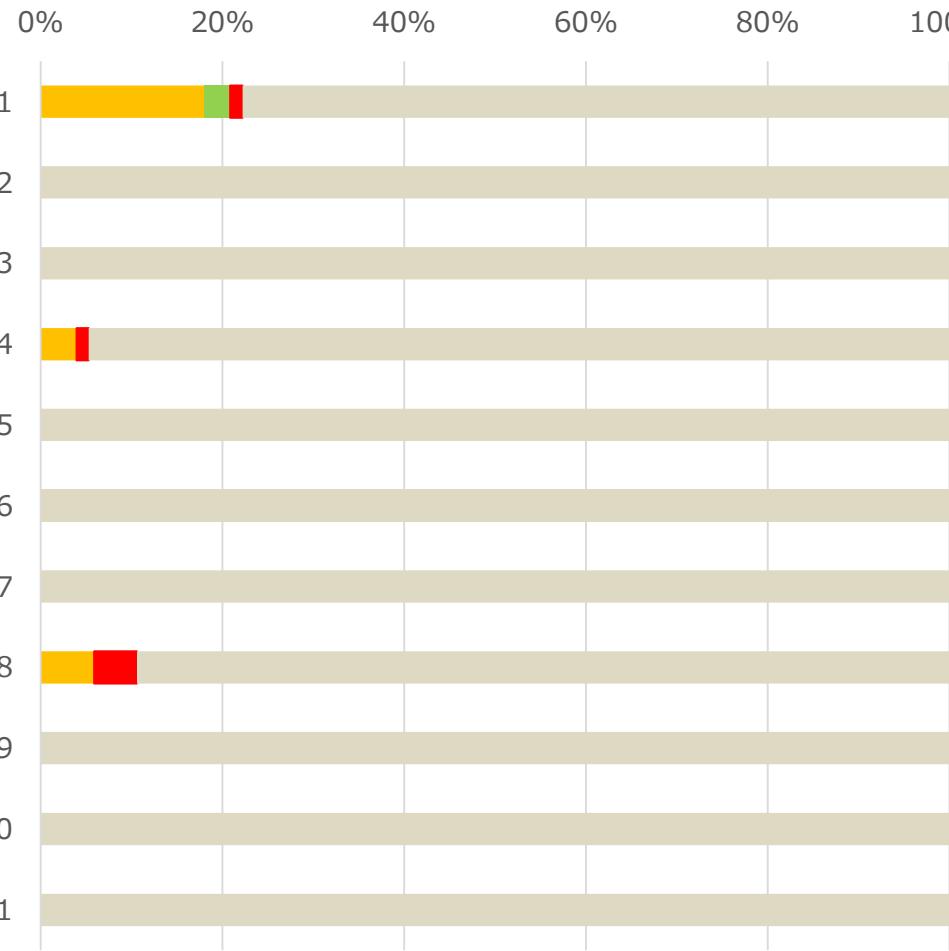
- 経営発達支援事業の出口である「小規模事業者の経営発達の実現」については、計画認定を受けた商工会・商工会議所で意識の差が大きい。
- 経営動向の継続把握（モニタリング）をほとんど実施していない商工会・商工会議所がいることは、政策評価の観点からも大きな課題。



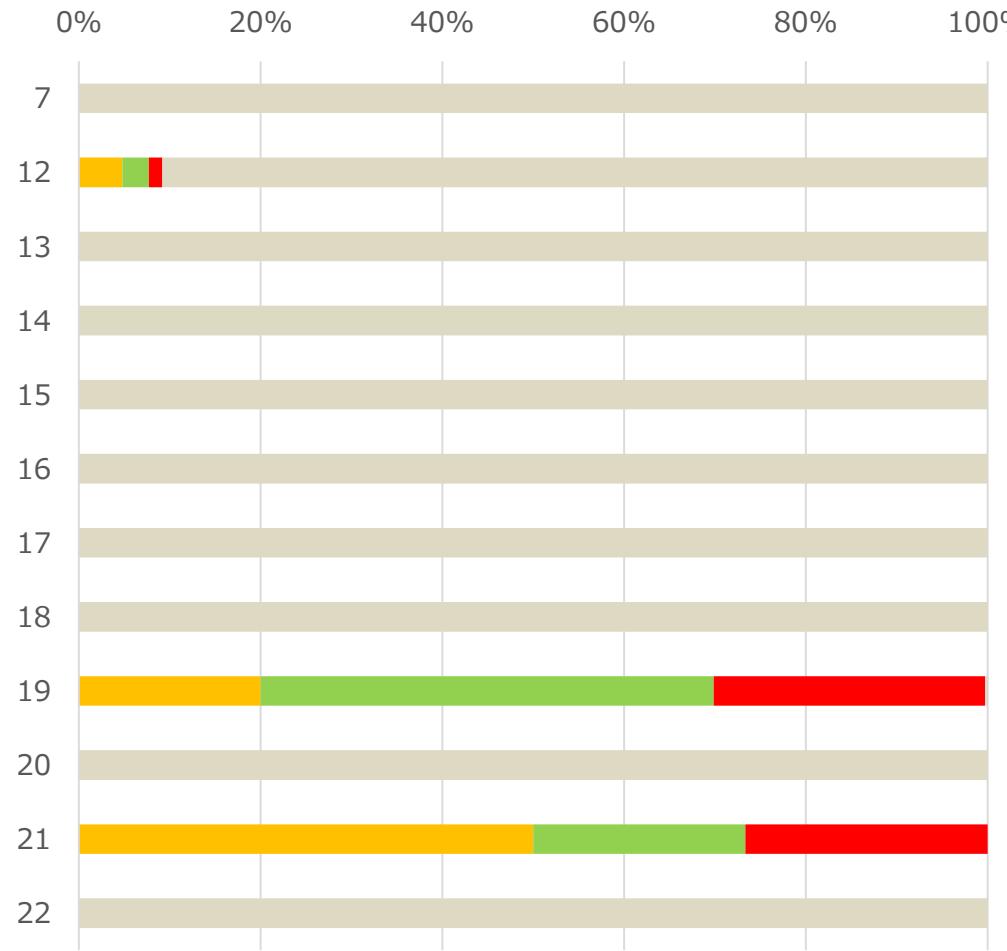
改正小規模事業者支援法の評価

- 同一都市規模においてもモニタリング率は大きく異なる。管内人口50万人以上はモニタリング率が低いが、単会別に見ると全数把握している商工会・商工会議所もある。

管内人口50万人以上 認定商工会・商工会議所の支援事業者の売上動向



■売上増加 ■横ばい ■売上減少 ■不明

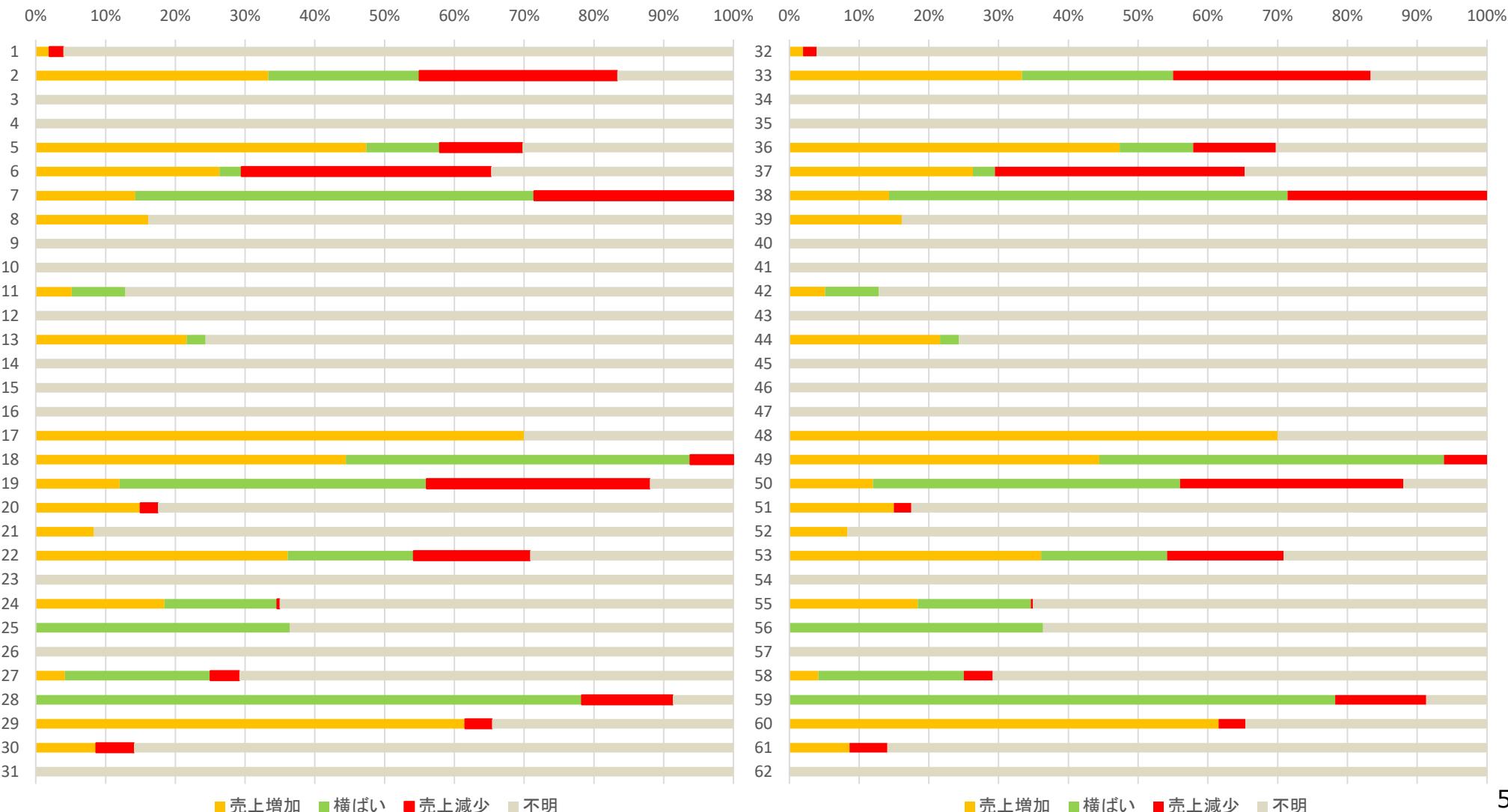


■売上増加 ■横ばい ■売上減少 ■不明

改正小規模事業者支援法の評価

- 管内人口20~50万人規模の商工会・商工会議所もモニタリング率にバラツキがある。

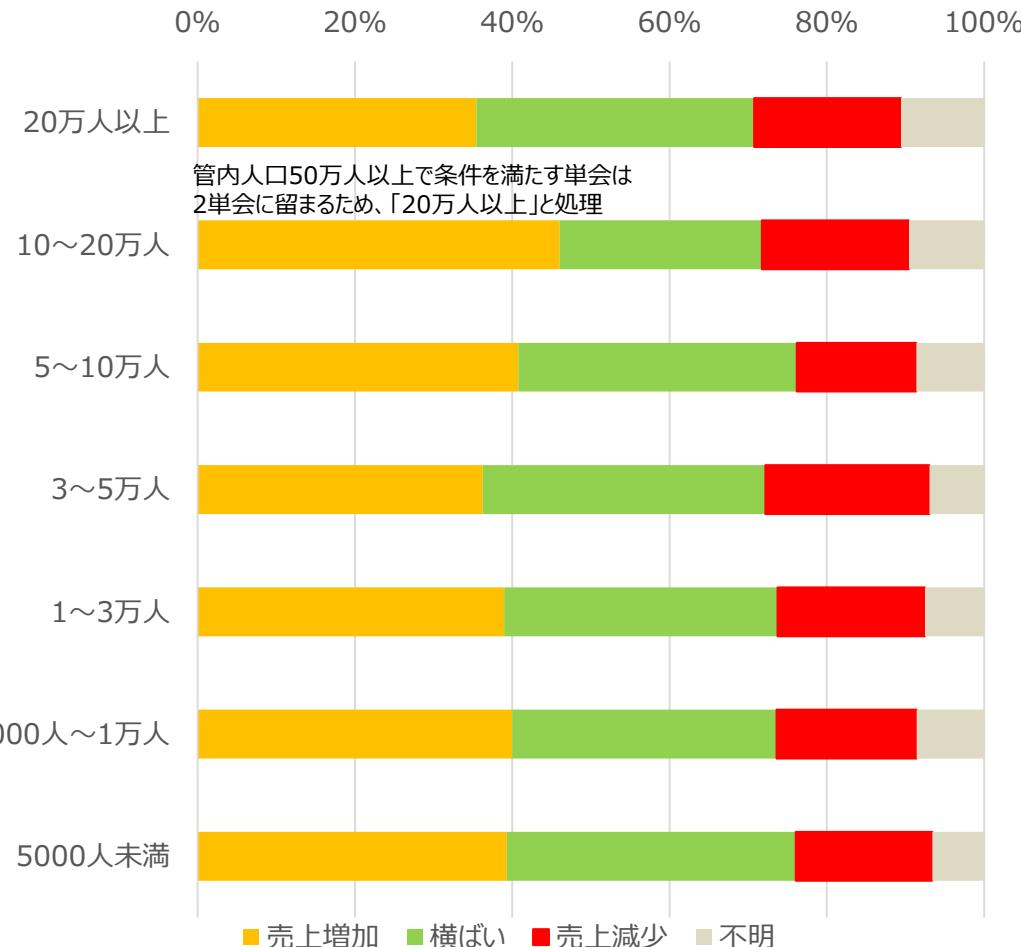
管内人口20~50万人 認定商工会・商工会議所の支援事業者の売上動向



都市規模による経営指導員の能力差

- モニタリング率が一定以上の商工会・商工会議所においては、都市規模による支援事業者の売上動向の差が少ない。経営指導員が、計画策定支援からモニタリングまでの基礎的なコンサルティング能力を身に着けている場合、どのような地域にあっても一定のパフォーマンスを見せることができているとも言える。

モニタリング率70%以上の商工会・商工会議所の
支援事業者の売上動向



モニタリングを軸とした指導事例
(従業員0人、年商1000万円規模の製造業)

- 指導開始（下請体質から脱却したいという相談が端緒）
- 経営状況（決算状況、既存取引先、生産能力等）、企業の意向（既存取引先との関係改善による下請脱却なのか、自社製品を市場に展開したいのか）を確認。
- 当該事業者が取り得る選択肢を提示
メリット・デメリット説明
- 当該事業者が選択した選択肢を実行していく上で、簡易資金繰り表作成
キャッシュフローで可能な投資金額、投資回収期間設定の限界値を算出
- 事業計画を作成。当該事業計画をメインバンクにも説明するように指示。（後日、融資打診有）
- 事業計画の進捗確認、助言時に決算・資金繰りの状況を確認。

施策の評価

- 経営発達支援計画の作成により、商工会・商工会議所が「事業者に対して何をするか」（活動目標）は規定されたが、「事業者にどうなってもらいたいか（どのように変化を確認するか）」（成果目標）の項目が不十分であった。
- 法律上、「商工会・商工会議所」が経営発達支援事業を行うことを明確化したが、その実務・実行の主体が「経営指導員」であることや、その求められる能力が明確にされていなかった。
- 会員組織である商工会・商工会議所の「共助」による企業支援と、都道府県財源により設置された経営指導員等の「公助」による企業支援の役割分担を規定しなかった。
- 一人の経営指導員がコンサルティングできる企業数は有限である以上、支援できる企業数が本来規定されるが、それを加味しないで作成された経営発達支援計画が存在し、十分なコンサルティングができない（ひいては、伴走型事業の効果がでない）、あるいは、経営指導員の業務過多という結果につながっている。
- 支援できる事業者数が限定されることを前提にすれば、当該地域においてどの事業者への支援を行うかが重要な課題であり、地元自治体の商工行政の方向性との連携も重要であるが、それは商工会・商工会議所の裁量にゆだねられていた。

今後必要な対応

- 経営発達支援計画のフォローアップ項目に成果目標を追加
- 「経営指導員」の位置づけを明確化
- 経営発達支援計画策定やフォローアップに、自治体（市町村、都道府県）も関与する等体制の充実